

報告第 3 1 号

特別職報酬等審議小委員会の審議結果について

特別職報酬等審議小委員会の審議結果について，別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 1 1 月 8 日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会 長 磯 良 史

平成17年10月18日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会長 磯 良 史 様

特別職報酬等審議小委員会
委員長 上 野 眞

特別職報酬等審議小委員会の審議経過及び結果について

笠間市・友部町・岩間町合併協議会特別職報酬等審議小委員会規程第7条の規定に基づき、審議経過及び結果について下記のとおり報告いたします。

記

1 第1回小委員会【再掲】

(1) 開催日時 平成17年9月5日(月) 午前10時30分から午前12時

(2) 開催場所 笠間市中央公民館 第1会議室

(3) 出席委員 11名

(4) 協議事項

委員長及び副委員長の選出について

小委員会の運営内容及びスケジュールについて

特別職の報酬等の現況及び他団体の状況について

(5) 協議結果

委員長及び副委員長の選出について

役 職 名	氏 名	市 町 名
委 員 長	上 野 眞	岩 間 町
副 委 員 長	瀬 畑 洋 子	友 部 町

現況及び他団体の状況等について

- ・小委員会の設置根拠、調査審議事項等についての説明。
- ・3市町の報酬等についての現況、県内他市・類似団体の状況及び合併先進地事例の説明、意見交換の実施。

2 第2回小委員会

(1) 開催日時 平成17年10月6日(木) 午後1時30分から午後4時

(2) 開催場所 友部町役場 大会議室

(3) 出席委員 12名

(4) 協議事項

市(町)長(職務執行者を含む。), 助役, 収入役及び教育長の給料等について
議会議員の報酬等について

農業委員会委員の報酬等について

(5) 協議結果

市(町)長(職務執行者を含む。), 助役, 収入役及び教育長の給料等について
市長, 職務執行者, 助役, 収入役及び教育長の給料等について, 具体的な金額の
設定までを含めて協議を実施。主な意見は次のとおり。

【主な意見】

- ・現行の3市町の額ではなく, 県内全域を見渡して加味した上で金額を設定したほうがよい。
- ・業務量の増加等が考えられることから, 人口規模に見合った設定がよい。
- ・合併前の高いところで設定するのは好ましくない。
- ・人口規模だけではなく, 財政規模も加味して設定すべきである。
- ・市長等は, 現行の3名から1名になることから, 当初から財政規模などから妥当な設定をすべきである。
- ・増額となる設定は, 理想的ではあるが合併の目的からそうではないのではないか。
- ・収入役及び教育長は, 同等の立場であると考えことから同額の設定をすべきである。

議会議員の報酬等について

議会議員の報酬等について, 具体的な金額を含めて協議を実施。また, あわせて
在任特例期間経過後の新市の議会議員の報酬について, 本小委員会で協議すべきか
どうかを含めて協議を実施。主な意見は次のとおり。

【主な意見】

小委員会の協議事項について(特例期間内のみとするか, 期間後も含めるか。)

- ・議会の状況如何では, 解散ということもあり得る。特例後の報酬を現段階で設定しておくことで, 後日のトラブルが極めて少なくなる。
- ・議員数の減などにより, 財政状況等にも変動があり, 本小委員会は特例期間内の報酬を設定し, その後については新市の報酬審議会で審議すべきである。

【主な意見】

- ・新市の報酬審議会は設置されるかなど不確定な要素がある。特例期間後の報酬についても、現在あるこの小委員会で協議を行うことがより確実性がある。
- ・報酬小委員会の趣旨として、新市の議会議員報酬を設定し、ただし特例期間内はこの金額とすることがあると考える。
- ・特例期間後の報酬は、不確定要素があるためここで審議することは難しい。
- ・この小委員会で特例期間後の報酬を設定し、かつ新市における報酬審議会で再度審議するということがよりよいと考える。ここで金額を設定しなければ、新市の審議会で再度3本で検討しなければならなくなる。

新市の議会議員の報酬等について

(特例期間内)

- ・議員報酬については、現在の3市町の報酬総額を超えない範囲で設定すべきである。
- ・報酬額については金額は別として、同一議会内において、報酬額に差があることはおかしい。
- ・現在の1市2町の議員報酬でいることが望ましいのではないか。
- ・今回の場合は、人口、面積等から現状維持が望ましい。
- ・難しい問題ではあるが、同じ議員である以上同じ金額とすることが望ましい。
- ・枠があっての中での議論であるため、統一をするにはより困難があるため、統一をしなくてもよいのではないか。
- ・金額を低いところに統一するというのが、一番住民にとっては望ましい。財政指数も考慮すると一概に人口規模などで決められる問題ではない。当初から差をつけてこうだとするのではなく、合併による統合が円滑に進むような方法をとるべきである。
- ・現在の総額の枠内で平均してはどうか。
- ・議長、副議長については、(議員報酬が現行どおりの結果を受けて)どの出身の議員が就任した場合も笠間市の額に統一すべきである。
- ・過去20市の中では、現在の笠間市の額は最も低い額である。

(特例期間後)

- ・規模的なものから他自治体の状況を参考に、40万円台としてはどうか。
- ・交際範囲の広がりなども考慮し、基準的に40万円とすべきではないか。
- ・最初から高い数字を設定するのではなく、最初の設定は現状とするべきではないか。
- ・報酬額としては38万円でよいのではないか。
- ・議長、副議長については、議員の額から他自治体を参考に設定してはどうか。

農業委員会委員の報酬等について

農業委員会委員の報酬等について，具体的な金額を含めて協議を実施。主な意見は次のとおり。

【主な意見】

- ・県内の水準と比較し低い現状がある。特例期間というものも実質的な延長期間を考慮すると，笠間市及び友部町では参考とならない部分がある。一律的に多少の増額はよいのではないか。
- ・議員報酬の10%にあたる額を月額としてはどうか。

3 第3回小委員会

(1) 開催日時 平成17年10月18日(火)午後1時30分から午後2時30分

(2) 開催場所 岩間町役場 201会議室

(3) 出席委員 9名

(4) 協議事項

特別職報酬等審議結果報告について

(5) 協議結果

特別職報酬等審議結果報告について

前回までの審議結果の確認及び協議会への報告についての協議を実施。主な意見は次のとおり。

【主な意見】

- ・議会議員の報酬について，同一議会内において差があることで円滑な議会運営の妨げとなるのではないかという懸念がある。検討を進めてはどうか。
- ・難しい問題であるが，延長期間内であることから決定された結果であるので尊重すべきではないか。

4 小委員会の審議結果

特別職の報酬を審議するにあたっては，合併協議会で確認をされている「特別職の職員の給料及び報酬については，類似団体の特別職の職員の給料及び報酬額を参考に調整するものとする。」という調整方針を踏まえ，県内他市等を参考に具体的な審議を行った結果，別紙のとおり決定し報告するものである。

常勤の特別職の職員については，人口規模，財政規模また合併の目的といった観点から議論を深め，新笠間市の規模，また現在の3名から1名になるという削減効果及び職責の増加を考慮したうえで決定をし，市長については多数決，職務執行者，助役，収入役及び教育長については全員一致により決定したものである。

議会議員については、在任特例期間内及び期間後までの報酬額について協議すべきかという議論を行い、「特例期間内の報酬のみを審議する。」「特例期間後の報酬まで審議する。」という双方の意見がでたが、特別職の報酬を審議するために合併協議会において設置された小委員会であることの趣旨を踏まえ、特例期間後の議員報酬についても審議することで決定をし協議を行った。

まず、特例期間内の報酬については、「同一議会内において差があることは、望ましくない。」とする意見もあったが、いずれの方法によっても現在の総額の範囲内とすべきとの認識から、統一の困難性、県内他市等の状況を考慮し多数決により決定をしたものである。また、議長及び副議長については、職責等を考慮し、全員一致により現在の笠間市の額に統一することで決定をしたものである。

次に、特例期間後の報酬については、新笠間市の規模、また30名となることでの削減効果及び範囲の広がりを考慮し、県内他市等を参考として多数決により決定したものである。また、特例期間後の報酬については、新市において報酬審議会を設置し、再度の審議を求めるものである。

農業委員会委員については、在任特例の適用はあるものの、実質的な任期の延長期間及び県内他市等と比較し低い水準に現状があることを踏まえ、また、特例期間後の新市の議会議員報酬も考慮したうえで、全員一致により決定をしたものである。

別紙

職 名		金 額 等			
常勤の特別職	市 長	月額	900,000円		
	職務執行者	月額	900,000円		
	助 役	月額	720,000円		
	収 入 役	月額	650,000円		
	教 育 長	月額	650,000円		
期末手当 6月 160/100 12月 170/100 加算 15/100					
議会議員	特例期間内	議 長	月額	410,000円	
		副議長	月額	380,000円	
		議 員	月額	笠間市 360,000円 友部町 333,000円 岩間町 300,000円	
	特例期間後	議 長	月額	460,000円	
		副議長	月額	425,000円	
		議 員	月額	400,000円	
	期末手当 6月 160/100 12月 170/100 加算 15/100				
農業委員会委員	会 長	月額	46,000円		
	会長代理	月額	42,500円		
	委 員	月額	40,000円		

報酬試算

市長等	3市町現行総額	128,255,400円
	小委員会案総額	46,120,900円
	現行額比較	82,134,500円の減(A)

議会議員	3市町現行総額	279,650,475円
	小委員会案総額	190,882,575円
	現行額比較	88,767,900円の減(B)

農業委員会	3市町現行総額	18,010,000円
	小委員会案総額	14,502,000円
	現行額比較	3,508,000円の減(C)

合計現行額比較 (A + B + C)	174,410,400円の減
---------------------	----------------

(在任特例期間中)

市長等	3市町現行総額	128,255,400円
	小委員会案総額	46,120,900円
	現行額比較	82,134,500円の減(D)

議会 笠間市が議長副議長となった場合	3市町現行総額	279,650,475円
		277,928,840円
	現行額比較	1,721,635円の減(E)

友部町が議長副議長となった場合		278,781,770円
	現行額比較	868,705円の減(F)

岩間町が議長副議長となった場合		279,824,240円
	現行額比較	173,765円の増(G)

農業委員会 (選挙によるもの)	3市町現行総額	18,010,000円
	小委員会案総額	20,742,000円
	現行額比較	2,732,000円の増(H)

合計現行額比較	例 (D + E + H)	81,124,135円の減
	例 (D + F + H)	80,271,205円の減
	例 (D + G + H)	79,228,735円の減